

## 「きんしんバンキングアプリ」住所変更利用規定

この「きんしんバンキングアプリ」住所変更利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、「きんしんバンキングアプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）の一機能である「住所変更」（以下、「本サービス」といいます。）を利用する場合等の取扱いを定めたものです。なお、本規定に定めのない事項については、「きんしんバンキングアプリ」利用規定、各種預金規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に相違がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

### 第1条 利用条件等

本サービスの利用対象者は、新住所が記載された運転免許証をお持ちのお客さまのうち、本アプリをスマートフォンにダウンロードのうえ、本規定に同意された方とします。

### 第2条 本サービスの内容および利用

1. 本サービスにより、当金庫の「普通預金」または「貯蓄預金」の口座および運転免許証をお持ちで、お引越し等の理由により住所の変更が発生した場合に住所変更手続きを行うことができます。
2. 本アプリからの申込みによる住所変更は、当金庫が住所変更手続きを完了した時点で、成立するものとします。  
ただし、新住所へ転送不要郵便で送付した「住所変更手続き完了のお知らせ」が当金庫に返送された場合には、お届け住所の変更は行えませんので、当金庫はお客さまに通知することなく、住所変更を取消できるものとします。
3. 次の場合は、本サービスをご利用いただくことができません。
  - (1) 運転免許証に新住所の記載がない場合
  - (2) 当金庫への届出済の旧住所がご入力内容と相違する場合
  - (3) 当金庫にて当座勘定取引、融資取引（カードローン、消費者ローンを除く）、マル優・マル特取引、投資信託取引、債券取引、財形預金取引、貸金庫取引がある場合
  - (4) その他当金庫所定の事由が認められる場合

### 第3条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以上

令和 3年 4月 1日制定